

令和 8 年 9 月 29 日
日精協発第 26089 号

厚生労働大臣 上野 賢一郎 殿

公益社団法人日本精神科病院協会
会長 山崎 學

精神科および心療内科領域におけるオンライン診療について

精神科・心療内科領域のオンライン診療については、以前より日本精神病院協会として様々な懸念がある旨を伝えてきた。実際に精神科・心療内科領域のオンライン診療が始まり、具体的な問題点が多々露呈しており、医療行為の大前提である『患者の安全を確保』するためには、現行の規制等が十分なものではないことを指摘したい。

具体的な問題点を列举すると、

- ・基礎疾患除外のための十分な検査等が行われていない事例
- ・精神科薬(睡眠薬を含む向精神薬)の長期処方が安易に行われている問題
- ・服薬歴の確認を怠っている事例
- ・安易な診断書発行している問題
- ・患者の救急時や急変時への対応
- ・患者（医師でない）が薬剤や期間別の料金設定を選択する事例
- ・メールやチャットのみで処方や診断書発行という事例
- ・来院不要でオンラインで完結などといった広告表示を含めた問題
- ・オンライン以外、診療所の所在が不明(住所地に所在がなく、電話も不通)

等が確認されている（別紙の表を参照）。

これらは、医療法、医師法、医療法施行規則、オンライン診療基準及び医療広告規制等が関係する。したがって、精神科・心療内科領域のオンライン診療については、これらの問題点が、『患者の安全を確保』するための現行の法令・基準を適切に遵守しているかを確認する必要がある、グレーゾーンであったとしても放置することなく『患者の安全を確保』するために何らかの修正や指導を行うべきである。

また、自由診療をうたっているオンライン診療においても、オンライン診療基準は医療法および医師法の適用対象である。すなわち、自由診療専門のオンライン診療所であっても、医療法第 14 条の 3 以下の基準を遵守すべきであり違反が疑われる場合にあっては行政指導又は処分の対象として、厳格な監査・指導等が必要である。

以上より、精神科・心療内科領域のオンライン診療については、保険診療であるか自由診療であるかを問わず『患者の安全を確保』するためには、現行規制が実効的に機能しているかを確認するための監査を行い、不適切なオンライン診療については、これ以上の被害者を出さないよう、直ちに行政指導を含めた対応を講じ、厳しく規制・指導することを要望する。

併せて、不適切なオンライン診療に関する 相談・情報提供を一元的に受け付ける窓口を厚生労働省の責任のもとに設置することを要望する。

根拠条文を含む法令対照表

事例	問題点	根拠条文等	行政措置及び法的評価	厚生労働省への要望
基礎疾患を十分把握せず精神科薬を処方	安全管理が必要な医薬品の処方制限の問題	医療法施行規則第9条の6の13第3項第2号	基礎疾患等を把握できていない患者に 対する、特に安全上の管理が必要な医薬品の処方は禁止（精神神経用剤等）	精神科オンライン診療で「基礎疾患等の情報を把握」が十分に行われていることの確認
オンラインでの精神科薬の長期処方	患者情報を把握できていない場合の長期処方	医療法施行規則第9条の6の13第3項第3号	基礎疾患等を把握できない患者は8日以上 の処方はできない	長期処方を行う場合、適切に患者情報を有しているかの確認
服薬歴を十分確認せず処方	併用薬、重複処方等の安全管理に問題	医療法施行規則第9条の6の13第1項	オンライン診療時には、患者が服用している 医薬品を確認する必要がある	マイナ保険証等を確認せず、自己申告で処方していないかの確認
初診オンライン診療のみで診断書を発行	診断に足る診察及び医学的判断が行われているか	医師法第20条等	精神科における診断書の正確性が問われる 昨今で、オンライン診療に基づく安易な診断書発行は問題	精神疾患に関する診断書を初診オンラインのみでの安易な発行は規制するべき
患者の救急時の対応	急変時の医療提供体制が不明確	医療法第14条の3第2項第4号 オンライン診療基準	他の医療機関との連携や急変時に適切な 治療を提供できる体制が必要	他の医療機関との連携等が、形式だけになっていないかの確認
患者が薬剤名・期間を選択する	処方に関する医師の処方権や医学的判断が形式化	医療法第14条の3 医療法施行規則第9条の6の13 医師法第20条等	患者が薬剤・期間を選択し、医師がその まま処方する実態であれば、医学的判断が行われていないことになる	医薬品を1か月、3か月、6か月、12か月等のプランとして提示している 方式は指導すべき
メール・チャットのみで薬を処方	オンラインの「診療」でない、無診察治療に当たる	医師法第20条 オンライン診療基準及び厚生労働省通知	メールやチャットのみで適切な診察を せず処方等を行えば、無診察治療禁止に 抵触する	実際の診療時間及び方法がどの程度であるかの確認
Webサイトで「来院不要」「オンライン完結」等を強調	患者に「病状にかかわらず対面診療は不要」と誤認させる可能性がある	医療法第6条の5 医療広告ガイドライン	Webサイトも医療広告規制の対象であり、 禁止広告、広告可能事項及び限定解除要件等を検討する必要がある	広告に問題に加えて、診療自体にも問題があることについて指導が必要